

学校法人立命館と、「『遺贈による寄附制度』に関する協定」 および「遺言代用信託を活用した寄附に関する協定」を締結します

南都銀行（頭取 橋本隆史）は、増加する寄附ニーズへの対応ならびに、相続関連サービス拡充を目的に、学校法人立命館と「『遺贈による寄附制度』に関する協定」および「遺言代用信託を活用した寄附に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

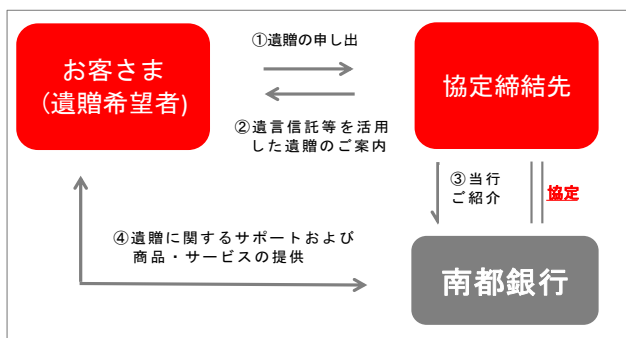
当行グループは、今後も地域のお客さまの多様な寄附ニーズに対応するとともに、各機関・団体の財源確保への貢献に取り組むことで、教育・福祉の推進や世界遺産等の文化財保護といったSDGs達成にも繋げてまいります。

記

1. 協定締結先（2023年6月27日付）

学校法人立命館

2. 「遺贈による寄附制度」に関する協定



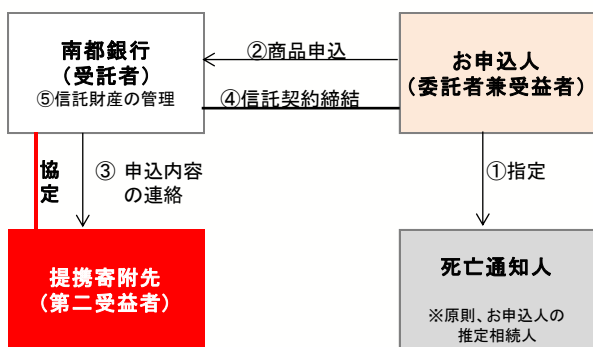
(1) 協定締結先に「遺贈による寄附」の申し出があった場合、遺贈希望者に対し提携する銀行として南都銀行をご紹介いただくことができます。

(2) 当行は、遺贈希望者の「思い」を確実に実現するため、専門の担当が遺贈・相続に係る専門的なアドバイスを実施し、遺言書作成等のきめ細かいサポートを行います。

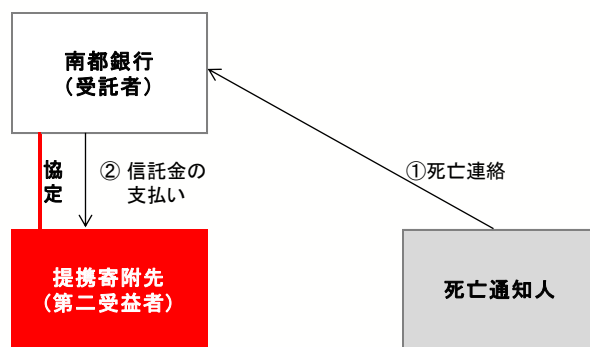
なお、遺贈希望者から当行へ直接相談があった場合についても、同様のアドバイス・サポートを行います。

3. 遺言代用信託を活用した寄附に関する協定

(1) 寄附申込時



(2) 相続発生時



※本協定による寄附では、当行商品＜ナント＞安心とどける信託「家族円満」を利用頂きます。

商品内容の詳細は、＜ナント＞安心とどける信託「家族円満」のパンフレットをご確認ください。

【本件に関するお問合せ先】資産コンサルティング部 担当 西田・才治 ^{さいじ} TEL 0742-27-1701
経営企画部（広報担当）古賀・甲村 ^{こうむら} TEL0742-27-1599